(下線部は改正部分)

改 正 (案)

__ _ _ _ . . .

1 緑の回廊の位置及び区域

(1)設定の目的

北海道の森林面積の約6割を占める国有林野には、貴重な野生生物等が生息・生育しており、生物多様性の確保等の観点から、その保全がますます重要になっている。

このため、森林生態系保護地域等の保護林を積極的に設定し、その保全に努めてきたところであるが、豊かな森林生態系をより良い形で次の世代に引き継いでいくため、これまで個々に保全を図ってきた保護林と保護林を連結して、貴重な野生生物等の広域化や相互交流を図り、より効果的な保全を図る「緑の回廊」を設定することとする。

(2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

北海道を代表する保護林と保護林を連結する次の3箇所に「緑の回廊」を設定することとする。

なお、「緑の回廊」の設定に当たっては、必要に応じて保護林の新設や拡充を行う とともに、将来は民有林との連携も視野にいれることとする。

① 大雪・日高緑の回廊

大雪山森林生態系保護地域

(ハイマツなどの高山性低木や雪田群落等の高山性植物が広く分布)と

日高山脈森林生態系保護地域

(日高山脈に広がる全国屈指の広大な森林生態系保護地域)を結ぶ緑の回廊

② 知床半島緑の回廊

知床森林生態系保護地域

(海岸線から高山帯に至る変化に富んだ森林に多くの動物が生息)と

海別岳生物群集保護林

斜里岳生物群集保護林

(山頂部を中心にハイマツや豊富な高山植生が分布)

斜里ダケカンバ遺伝資源希少個体群保護林を結ぶ緑の回廊

③ 支笏・無意根緑の回廊

漁岳周辺森林生態系保護地域

(道央のエゾマツ·トドマツ等の亜寒帯性針葉樹林から渡島半島のブナ林への移行地帯)と

無意根山周辺生物群集保護林

中山峠アカエゾマツ希少個体群保護林

(アカエゾマツ等の針葉樹林からダケカンバ、ハイマツ林への推移が顕著) を結ぶ緑の回廊 1 緑の回廊の位置及び区域

(1)設定の目的

北海道の森林面積の約6割を占める国有林野には、貴重な野生生物等が生息・生育しており、生物多様性の確保等の観点から、その保全がますます重要になっている。

行

現

このため、森林生態系保護地域等の保護林を積極的に設定し、その保全に努めてきたところであるが、豊かな森林生態系をより良い形で次の世代に引き継いでいくため、これまで個々に保全を図ってきた保護林と保護林を連結して、貴重な野生生物等の広域化や相互交流を図り、より効果的な保全を図る「緑の回廊」を設定することとする。

(2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

今回は、先駆的な取り組みとして、 北海道を代表する保護林と保護林を連結する次 の3箇所に「緑の回廊」を設定することとする。

なお、「緑の回廊」の設定に当たっては、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野にいれることとする。

① 大雪・日高緑の回廊

大雪山忠別川源流部森林生態系保護地域

(ハイマツなどの高山性低木や雪田群落等の高山性植物が広く分布)等と

日高山脈中央部森林生態系保護地域

(日高山脈に広がる全国屈指の広大な森林生態系保護地域)を結ぶ緑の回廊

② 知床半島緑の回廊

知床森林生態系保護地域

(海岸線から高山帯に至る変化に富んだ森林に多くの動物が生息)と 斜里岳・海別岳・遠音別岳植物群落保護林(新設)

(山頂部を中心にハイマツや豊富な高山植生が分布)を結ぶ緑の回廊

③ 支笏・無意根緑の回廊

漁岳周辺森林生熊系保護地域

(道央のエゾマツ·トドマツ等の亜寒帯性針葉樹林から渡島半島のブナ林への 移行地帯)と

無意根山周辺植物群落保護林(新設)

(アカエゾマツ等の針葉樹林からダケカンバ、ハイマツ林への推移が顕著) を結ぶ緑の回廊

(3)区域の設定に当たっての考え方

① ルートの選定

森林生態系保護地域等の保護林間を効率的かつ効果的に連結するため、稜線部に沿って設定することとする。

② 着目する野生動植物種

多様な生物種が対象となるように、生態系の食物連鎖の頂点に立ち、広い行動圏を持つヒグマに着目する。

その他着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、 緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の 区域に掛かる場合にあっては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確 認すべきこと」に掲げる事項等に留意する。

③ 幅と長さ

上記1の(3)の②で選定したヒグマの広い行動圏から、幅2km、長さ20kmを目安として設定し、多様な生物種の移動経路を確保する。

ただし、保護林間の距離が目安となる距離を越える場合や回廊が道路などにより 分断される場合は、目安の幅よりも広くとることとする。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当 該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に 避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ(規模、形状 等)を確実に確保するものとする。

4 緑の回廊に設定する林小班

できるだけ尾根、沢などにより区域が明確になるように、林小班単位で設定することとする。

また、採草放牧地等の貸付地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外することとする。

2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

緑の回廊については、野生生物の生息や移動にとって良好な状態になるよう、森林のタイプに応じて以下のとおり、維持・整備を適切に実施することとし、実施に当たっては、貴重な野生生物の繁殖に影響がないよう時期に配慮することとする。

(1) 伐採に関する事項

① 原生的な天然林等

原生的な森林生態系を維持するため、保護林に準じて原則として人手を加えず、 自然のままの状態で保存することとする。

2 人工林

間伐等を行い、多様な樹種や複数の階層からなる天然林への誘導を図ることとする。

なお、餌場を確保するためなど必要な場合には、小規模な伐採を行うこととする。

③ 人手が加わっている天然林

樹種の多様化や階層の複層化を図るため、森林の構成に配慮した択伐等を行う こととする。

また、営巣、餌場、隠れ場として重要な洞等がある巨木、古木を保残するととも

(3)区域の設定に当たっての考え方

① ルートの選定

森林生態系保護地域等の保護林間を効率的かつ効果的に連結するため、稜線部に沿って設定することとする。

② 幅と長さ及び着目する野生動植物種

多様な生物種が対象となるように、生態系の食物連鎖の頂点に立ち、広い行動圏を持つヒグマに着目し、幅2km、長さ20kmを目安として設定することとする。

<u>なお、保護林間の距離が目安となる距離を越える場合や回廊が道路などにより分</u>断される場合は、目安の幅よりも広くとることとする。

③ 緑の回廊に設定する林小班

できるだけ尾根、沢などにより区域が明確になるように、林小班単位で設定することとする。

また、採草放牧地等の貸付地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外することとする。

2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

緑の回廊については、野生生物の生息や移動にとって良好な状態になるよう、森林のタイプに応じて以下のとおり、維持・整備を適切に実施することとし、実施に当たっては、貴重な野生生物の繁殖に影響がないよう時期に配慮することとする。

(1) 伐採に関する事項

ア原生的な天然林等

原生的な森林生態系を維持するため、保護林に準じて原則として人手を加えず、自然のままの状態で保存することとする。

イ 人工林

間伐等を行い、多様な樹種や複数の階層からなる天然林への誘導を図ることとする。

なお、餌場を確保するためなど必要な場合には、小規模な伐採を行うこととする。

ウ 人手が加わっている天然林

樹種の多様化や階層の複層化を図るため、森林の構成に配慮した択伐等を行う こととする。

また、営巣、餌場、隠れ場として重要な洞等がある巨木、古木を保残するととも

に、倒木、枯損木についても巡視等の森林管理上危険等のないものは保残すること とする。

(2) 更新・保育に関する事項

- ① 更新は、稚幼樹の発生状況などに留意して画一的に行わないようにし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。
- ② 人工林の下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努めることとする。

また、野生生物の餌となる山ブドウ等については、植栽木の成長の支障とならない 範囲で保残に努めることとする。

3 緑の回廊の管理に関する事項

(1)巡視

巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。

(2) 林地開発行為等への対応

緑の回廊については、原則として林地の開発を行わないこととする。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、<u>設定趣旨を十分に踏まえ、上記1の(3)の②「着目する野生動植物種」における内容を十分に考慮し、当該</u>緑の回廊への影響度合いや動物の移動経路の確保、事故防止対策など<u>の設定趣旨を十</u>分に踏まえ、慎重に対応する。

(3)動物の保護

緑の回廊においては、原則として狩猟は行わないこととし、関係機関と調整するとと もに、狩猟関係者に自粛要請を行うこととする。

(4) 自然教育・体験の場としての活用

緑の回廊について国民の理解を深めるため、野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら看板の設置等を行うこととする。

また、地域の要望等を踏まえ、必要に応じてインストラクターの活用を図り、自然教育・体験の場として活用することとする。

(5) 施設の整備

必要となる治山施設、観察施設等の設置に当たっても、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮することとする。

4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施することとする。

(1) 実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得ることとする。

に、倒木、枯損木についても巡視等の森林管理上危険等のないものは保残すること とする。

(2) 更新・保育に関する事項

- <u>ア</u> 更新は、稚幼樹の発生状況などに留意して画一的に行わないようにし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。
- <u>イ</u> 人工林の下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努めることとする。

また、野生生物の餌となる山ブドウ等については、植栽木の成長の支障とならない 範囲で保残に努めることとする。

3 緑の回廊の管理に関する事項

(1)巡視

巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるととも に、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。

(2) 林地開発の規制

緑の回廊については、原則として林地の開発を行わないこととする。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、「緑の回廊」への影響度合いや動物の移動経路の確保、事故防止対策など<u>を総合的に検討して対応することとす</u>る。

(3)動物の保護

緑の回廊においては、原則として狩猟は行わないこととし、関係機関と調整するとと もに、狩猟関係者に自粛要請を行うこととする。

(4) 自然教育・体験の場としての活用

緑の回廊について国民の理解を深めるため、野生生物の生息・生育に悪影響を及 ぼさないよう配慮しながら看板の設置等を行うこととする。

また、地域の要望等を踏まえ、必要に応じてインストラクターの活用を図り、自然教育・体験の場として活用することとする。

(5) 施設の整備

必要となる治山施設、観察施設等の設置に当たっても、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮することとする。

4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施することとする。

(1)実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得ることとする。

(2) モニタリング結果の活用等

モニタリングの結果得られた知見に基づき、緑の回廊の整備や管理等を適切に行うとともに、都道府県の関係部局、大学、研究機関への情報提供にも努めることとする。

(3) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

5 その他留意事項

(1)関係機関との連携

緑の回廊の整備・管理を適切に行うため、関係行政機関、地方公共団体等との連携に努めることとする。

(2) その他

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、 保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行うが、</u>規模が大きい等の場合には、設定 の手続きに準じて行うこととする。

特に林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮<u>することとする。</u>

(2) モニタリング結果の活用等

モニタリングの結果得られた知見に基づき、緑の回廊の整備や管理等を適切に行うとともに、都道府県の関係部局、大学、研究機関への情報提供にも努めることとする。

5 その他留意事項

(1)関係機関との連携

緑の回廊の整備・管理を適切に行うため、関係行政機関、地方公共団体等との連携に努めることとする。

(2)区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、 <u>速やかに変更等を行うこととし、</u>規模が大きい等の場合には、設定の手続きに準じて 行うこととする。